

東洋国際文化アカデミー 学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本校は、教育基本法及び学校教育法に基づき、日本語に関する実践的かつ高度の専門教育を行い、もって人類の福祉及び国際社会に貢献し得る人材を育成することを目的とする。

(名称)

第2条 本校は、東洋国際文化アカデミーという。

(位置)

第3条 本校は、宮城県仙台市青葉区宮町一丁目4番18号に置く。

第2章 課程及び学科、修業年限、定員並びに休業日等

(課程及び学科、修業年限、定員等)

第4条 本校の課程、学科及び修業年限並びに定員等は、次のとおりとする

課程名	学科名	昼夜の別	修業年限	入学定員	総定員	備考
文化教養 課程	日本語科2年コース	昼間部	2年	40人(2学級)	80名	入学時期4月
	日本語科1年9カ月コース	昼間部	1年9カ月	40人(2学級)	80名	入学時期7月
	日本語科1年6カ月コース	昼間部	1年6カ月	40人(2学級)	80名	入学時期10月
	日本語科1年3カ月コース	昼間部	1年3カ月	20人(1学級)	40名	入学時期1月

(学年及び学期)

第5条 本校の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 学期は、各学科により以下の通りとする。

日本語科2年コース

(1年目)

1学期 4月1日から6月30日まで

2学期 7月1日から9月30日まで

3学期 10月1日から12月31日まで

4学期 1月1日から3月31日まで

(2年目)

- 1学期 4月1日から6月30日まで
- 2学期 7月1日から9月30日まで
- 3学期 10月1日から12月31日まで
- 4学期 1月1日から3月31日まで

日本語科1年9カ月コース

(1年目)

- 1学期 7月1日から9月30日まで
- 2学期 10月1日から12月31日まで
- 3学期 1月1日から3月31日まで

(2年目)

- 1学期 4月1日から6月30日まで
- 2学期 7月1日から9月30日まで
- 3学期 10月1日から12月31日まで
- 4学期 1月1日から3月31日まで

日本語科1年6カ月コース

(1年目)

- 1学期 10月1日から12月31日まで
- 2学期 1月1日から3月31日まで

(2年目)

- 1学期 4月1日から6月30日まで
- 2学期 7月1日から9月30日まで
- 3学期 10月1日から12月31日まで
- 4学期 1月1日から3月31日まで

日本語科1年3カ月コース

(1年目)

- 1学期 1月1日から3月31日まで

(2年目)

- 1学期 4月1日から6月30日まで
- 2学期 7月1日から9月30日まで
- 3学期 10月1日から12月31日まで
- 4学期 1月1日から3月31日まで

(休業日)

第6条 本校の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 土曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (4) 開校記念日 11月19日
- (5) ゴールデンウィーク休業（期間は「行事予定表」に記載）
- (6) 夏休み（期間は「行事予定表」に記載）
- (7) 期末休業（期間は「行事予定表」に記載）
- (8) その他学校が定める休業日

2 教育上必要でありかつやむを得ない事情があると校長が認めるときは、前項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことができる。

3 非常災害その他緊迫の事情があると校長が認めるときは、臨時に授業を行わないことができる。

第3章 教育課程，授業時数及び成績評価等

(教育課程)

第7条 本校の教育課程及び授業時間数は、別表1のとおりとする。

2 前項に定める授業時数の1単位時間は45分とする。

卒業までに履修する授業日数、授業時数はコースにより以下の通りとする。

日本語科2年コースは総授業日数400日とし、総授業時数1600時間とする。

日本語科1年9カ月コースは総授業日数350日とし、総授業時数1400時間とする。

日本語科1年6か月コースは総授業日数300日とし、総授業時数1200時間とする。

日本語科1年3か月コースは総授業日数250日とし、総授業時数1000時間とする。

(成績評価)

第8条 授業科目の成績評価に関する事項は別に定める教務規定により実施する。

(始業時間及び終業時間)

第9条 本校の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

昼間部午前クラス 9時から12時30分

昼間部午後クラス 13時30分から17時

各クラス講義時間

午前 9:00~9:45、9:55~10:40、10:50~11:35、11:45~12:30

午後 13:30~14:15、14:25~15:10、15:20~16:05、16:15~17:00

(教職員)

第10条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 校長 1人
- (2) 副校長 1人
- (3) 教員 4人以上
- (4) 講師 4人以上
- (5) 事務職員 1人以上
- (6) 生活指導担当者 1人以上
- (7) 進路指導担当者 1人以上
- (8) 学校医 1人以上

2 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第4章 入学、休学、退学、卒業及び賞罰

(入学資格)

第11条 本校の入学資格は次のとおりとする

- (1) 高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 学校教育法第90条第一項に規定する通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業認定試験に合格した者（旧規定による大学入学資格規定に合格した者を含む）
- (7) 修業年限が3年以上の専修学校の高等課程を修了した者
- (8) 本校において、高等学校を卒業した者と同等の学力があると認めた者で18歳に達した者

(入学許可)

第12条 入学を希望する者には、選考を行い校長がこれを許可する。

(出願手続)

第13条 入学を希望する者は、指定期日までに入学願書及び必要書類に第22条に定める入学検定料を添えて願出しなければならない。

(入学手続)

第14条 本校に入学を許可された者は、指定期日までに必要書類に第22条に定める納付金を添えて手続をとらなければならない。

2 前項に定める手続きが所定の期日までに行われなときは、入学の許可を取り消すことがある。

(転入学)

第15条 本校への転学を希望する者がある場合は、学習の進展が同程度であり、かつ、やむを得ない事情があると認めるときは、選考の上許可することがある。

(休学)

第16条 生徒が病気その他やむを得ない理由によって、5日以上出席することができないときは、所定の書類にその理由を明記し、医師の診断書等を添えて願い出て、校長の許可を受けなければならない。

2 前項の生徒が復学しようとするときは、所定の書類にその理由を明記し、医師の診断書等を添え願い出て、校長の許可を受けなければならない。

(出席停止)

第17条 生徒が伝染病にかかり又はそのおそれがあるとき、その他必要があると認められるときは、校長は当該生徒に対し出席停止を命ずることがある。

(退学)

第18条 退学しようとする者は、所定の書類にその理由を明記し、願い出て、校長の許可を受けなければならない。

(修了・卒業の認定)

第19条 第8条に定める授業科目の成績評価に基づいて、校長は課程修了の認定を行う。

2 所定の修業年限以上在学し、課程を修了したと認められた者には、卒業証書を授与する。

(褒賞)

第20条 校長は、成績優秀かつ他の模範となる者に対して、褒賞を与えることができる。

(懲戒)

第21条 生徒が、本校の規則に反し、又は本校の生徒の本分に反する行為があり、教育上必要と認められる場合には、懲戒を加えることができる。

2 懲戒のうち、退学、停学及び訓告は、校長が行うものとする。

3 退学は、次の各号の一に該当する者にこれを行うものとする。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

- (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第5章 入学金及び授業料等

(納付金)

第22条 本校の検定料、入学金及び授業料は別表2のとおりとする。

- 2 生徒は、在籍中、出席の有無にかかわらず授業料を所定の期日までに納入しなければならない。
- 3 生徒が休学したときは、前項の規定にかかわらず、別に定めるところにより授業料を免除することがある。
- 4 特別な事由がある場合、第一項の規定にかかわらず、別に定めるところにより授業料の全部または一部を減免することがある。

(滞納)

第23条 正当な理由なくかつ所定の手続きを行わずに、授業料及びその他納付金を2カ月以上滞納し、その後においても納入の見込みのない者には、校長は退学を命じることができる。

(納付金の返還)

第24条 正規退学手続き者に学納金及び寮費の一部を返還する。

- (1) 入学金等を納付後、入学式前に入学を辞退した者には入学検定料及び入学金、入寮費を除いた納付金を返還する。
- (2) 入学後の返還対象者は帰国退学、就職帰国退学、結婚退学、退学勧告により退学した者とする。
第21条第3項(4)に該当する者及び、所在不明者、在留資格を変更し就職した者は非対象者とし、返還しない。
- (3) 第5条第2項に定める各学期の始期より前に退学届を提出し校長により受理され、第24条第6項の実行をもって返還手続きを行う。
- (4) 返還は授業料、寮費とし、それ以外は返還しない。新入生の寮費に関しては入学時入寮期間を6カ月と定めているため、入寮から6カ月以内に退寮した場合、当該期間の寮費は返還しない。以後、3カ月毎を計算期間とし、当該期間の始期より前に退寮手続きが完了した場合、当該期間以降分を返還する。
- (5) 納付金の返還は日割計算をしない。
- (6) 帰国後、帰国を確認できるパスポートの日付のページ及び効力を失った在留カードをメールにて確認後、外国送金で返還する。日本国内での結婚の場合はビザの申請手続きを確認後、本人の指定する銀行口座に返還する。振込手数料は本人負担とする。
- (7) 第24条第2項、第3項、第6項にあたらぬ場合原則として返還しないが、特別な事情があると校長が判断した場合は校長の判断により返還の可否、返還内容、返還時期、返還方法を決定する。

第6章 聴講生

(聴講生)

第25条 第11条及び第13条の規定によらないで、本校において授業科目を履修しようとする者があるときは、聴講生として入学させることができる。

2 聴講生は、本校において一又は複数の授業科目を履修することを志願する者。

(聴講生の入学許可)

第26条 聴講生として入学を志願する者があるときは、正規の学生の学習に妨げがない限り選考の上これを許可する。

(聴講生の単位の授与及び証明書)

第27条 聴講生がその履修した科目について試験を受け合格したときは、単位を授与し本人の請求によって証明書を交付する。

(聴講生の規定)

第28条 聴講生については、正規の学生に関する規定を準用する。

2 聴講生は別表2に従い、聴講料を納めなければならない。

3 本校において、聴講生として入学を希望する場合は、それぞれ規定の届け出書類を提出しなければならない。

第7章 附帯事業

(附帯事業)

第29条 本校の附帯事業は次のとおりとする。

コース名	修業期間	授業時間	
日本語短期コース	1週	平日5日 9:00~12:30 又は 13:30~17:00	
	1カ月	平日5日×4週 9:00~12:30 又は 13:30~17:00	
	3カ月	平日5日×4週×3カ月 9:00~12:30 又は 13:30~17:00	
	6カ月	平日5日×4週×6カ月 9:00~12:30 又は 13:30~17:00	
プライベート日本語コース	1週間～(週1回～)	9:00~19:00のうち1時限~4時限	
日本語教師研修	1回～	9:00~19:00のうち1時限～	
日本語能力試験直前対策講座	1回～	9:00~19:00のうち1日1時限～	
企業向け外国人日本語研修	1回～	9:00~19:00のうち1日60分～	
中国語講座	1回～	9:00~19:00のうち1時限～	
日本人のための日本語講座	1回～	9:00~19:00のうち1時限～	
体験コース	習字体験コース	120分	9:00~19:00のうち120分
	浴衣着付け体験コース	120分	9:00~19:00のうち120分
	生け花体験コース	120分	9:00~19:00のうち120分
	折り紙体験コース	120分	9:00~19:00のうち120分
	日本語体験コース	90分	9:00~19:00のうち90分

翻訳	英語→日本語
	日本語→英語
	中国語→日本語
	日本語→中国語

通訳	国内
	海外

(附帯事業の入学金、授業料等)

2 附帯事業の入学金、授業料、料金等は、次のとおりとする。

学科名			入学金	授業料	教育充実費／備考
日本語短期コース	1 週		25,000 円	13,500 円	1,000 円
	1 カ月		25,000 円	45,000 円	4,000 円
	3 カ月		25,000 円	135,000 円	10,000 円
	6 カ月		25,000 円	270,000 円	20,000 円
プライベート日本語コース	1 週間～ (週 1 回～)		25,000 円	1 時限 3,000 円	1 回 500 円
日本語教師研修コース	1 回～		25,000 円	1 時限 3,000 円	1 回 500 円
日本語能力試験直前対策講座	1 回～		25,000 円	1 時限 2,000 円	1 回 500 円
企業向け外国人日本語研修	1 回～		25,000 円	60 分 5,000 円	1 回 500 円
中国語講座	1 回～		25,000 円	1 時限 2,000 円	1 回 500 円
日本人のための日本語講座	1 回～		25,000 円	1 時限 2,000 円	1 回 500 円
体験コース	習字体験コース	120 分	無料	2,000～2,800 円	授業料は人数による
	浴衣着付け体験コース	120 分		女性 6,200～7,000 円 男性 9,200～10,000 円	授業料は人数による
	生け花体験コース	120 分		4,200～5,000 円	授業料は人数による
	折り紙体験コース	120 分		2,000～2,800 円	授業料は人数による
	日本語体験コース	90 分		3,000～4,000 円	授業料は人数による

※各体験コースを除くコース、講座、研修については教材費、及び出張の場合出張交通費は別途とする。

翻訳	英語→日本語 原語 1 語につき 20 円～50 円
	日本語→英語 原語 1 文字につき 20 円～50 円
	中国語→日本語 原語 1 文字につき 20 円～50 円
	日本語→中国語 原語 1 文字につき 20 円～50 円

※料金は分野、専門性による。

通訳	国内 3～5 時間の場合 5,000～8,000 円 5～8 時間の場合 8,000～12,800 円 宿泊有りの場合 1 泊につき 10,000 円
	海外 1 日 8 時間まで 30,000 円～50,000 円／泊

※料金は分野、専門性による。

※交通費、宿泊費等は別途とする。

第 8 章 雑則

(寄宿舎，健康診断)

第 3 0 条 本校に寄宿舎を置く。

- 2 寄宿舎に関する事項は，校長が別に定める。
- 3 健康診断は，毎年 1 回，別に定めるところにより実施する。

(施行細則)

第 3 1 条 この学則の施行についての細則は，校長が別に定める。

附 則

この学則は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 2 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 2 8 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (教育課程及び授業時数)

1-1 日本語科 2 年コース

教科科目	第 1 学年	第 2 学年	授業時数 合計
初級総合 (筆記・聴解)	400	—	400
読解	120	240	360
聴解	80	160	240
文法	80	160	240
文字語彙	40	80	120
対策 (漢字)	40	80	120
作文	40	80	120
合計	800	800	1600

1-2 日本語科 1 年 9 カ月コース

教科科目	第 1 学年	第 2 学年	授業時数 合計
初級総合 (筆記・聴解)	400	—	400
読解	60	240	300
聴解	40	160	200
文法	40	160	200
文字語彙	20	80	100
対策 (漢字)	20	80	100
作文	20	80	100
合計	600	800	1400

1-3 日本語科 1 年 6 カ月コース

教科科目	第 1 学年	第 2 学年	授業時数 合計
初級総合 (筆記・聴解)	400		400
読解		240	240
聴解		160	160
文法		160	160
文字語彙		80	80
対策 (漢字)		80	80
作文		80	80
合計	400	800	1200

1-4 日本語科1年3カ月コース

教科科目	第1学年	第2学年	授業時数 合計
初級総合（筆記・聴解）	200	200	400
読解		180	180
聴解		120	120
文法		120	120
文字語彙		60	60
対策（漢字）		60	60
作文		60	60
合計	200	800	1000

別表2（納付金）

		2年コース	1年9カ月コース	1年6カ月コース	1年3カ月コース
日 本 語 科	入学検定料	30,000円※			
	入学金	50,000円			
	教育充実費	80,000円			
	留学生保険料	26,000円		20,000円	
	健康診断料	6,000円			
	授業料	1,080,000円	945,000円	810,000円	675,000円
	教材費	40,000円		32,000円	

※再申請・元研修生は30,000円加算